

豊田市立小・中・特別支援学校外国語指導助手派遣業務（労働者派遣）仕様書

1 業務名

豊田市立小・中・特別支援学校外国語指導助手派遣業務（労働者派遣）

2 目的

外国語指導助手（以下「ALT」という。）の生きた英語を通して、言語や文化について児童生徒の理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

3 就業場所

就業場所は豊田市立小・中・特別支援学校（別紙「豊田市立小・中・特別支援学校一覧」のとおり。）とする。ただし、豊田市（豊田市教育委員会を含む。以下「派遣先」という。）の要請がある場合は、就業場所を変更し、派遣先の指定する場所へ派遣する。

4 履行期間

履行期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。
（令和9年3月31日までは準備期間とする。）

5 派遣日時

- （1）派遣日は原則として月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、祝祭日及び派遣先が指定する日は除くものとする。ただし、学校行事等による振替を行う場合がある。年間の派遣日数は190日／人程度とする。
- （2）学校の長期休業中（夏季休業、冬季休業、春季休業）は原則として派遣不要日とする。ただし、派遣先の要請がある場合は派遣日とする。
- （3）派遣時間は午前8時00分から午後5時00分までのうち派遣先の指定する8時間とし、その内、派遣先の指定する45分間を休憩時間とする。派遣開始時刻と派遣終了時刻については、就業場所ごとに指定する。
- （4）原則として、次の時間数の外国語活動及び外国語科にALTを配置する。

ア 小学校

（ア）1・2年生

1学級あたり6時間／年

（イ）3・4年生

1学級あたり17時間／年

(ウ) 5・6年生

1学級あたり35時間／年

イ 中学校

1学級あたり22時間／年（学年）

ウ 特別支援学校

140時間／年（全校）

(5) 就業場所における派遣日、派遣時間は、派遣先と派遣元との調整のうえ、派遣先から派遣元に通知される。また、派遣先は派遣元に依頼して、予定した派遣日及び派遣時間を変更することができる。

(6) A L Tの1週間の最大授業時間数は25時間とし、各就業場所における派遣日及び派遣時限（担当する授業時間）は、就業場所ごとの時間割に基づくものとする。

(7) やむを得ない事情により、予定した派遣日や派遣時限を変更する必要がある場合は、派遣先と派遣元で協議の上、履行期間中予定されている派遣日数及び派遣時限数の範囲で、振替を行う等の調整を行う。

6 派遣人数

31人

7 業務内容

(1) 派遣元を行う業務

ア 就業場所へのA L T派遣業務

イ 上記アの業務を円滑に履行するために必要な次の業務

(ア) 派遣先担当のコーディネーター（正規社員に限る。）の選任

(イ) 派遣先、就業場所及びA L Tとの連絡調整（年間スケジュールの作成を含む。）

(ウ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）を含む、労働関係法令を遵守した労務管理

(エ) A L Tが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置（児童生徒へのセクシャルハラスメント防止など、人権擁護等に関する研修を含む。）

(オ) A L Tに対する指導力向上をねらいとした、外国人スーパーバイザー等の直接指導による定期的な研修の実施

(カ) 年間2回以上の訪問指導による業務遂行状況の把握及び評価の実施

(キ) A L Tの勤務管理及び欠勤・遅刻等に対する適切な措置（交通事故等、通勤途中での事故災害への対応を含む。）

- (ク) 授業や活動等で使用する教材や教具、カリキュラムの提供
- (ケ) A L T に対し、就業前に健康診断（結核の検査を含む。）を受けさせること。
- (コ) 派遣先が A L T に依頼する研修会、会議、その他イベント等への協力
- (サ) その他業務遂行に当たって必要な事務に関すること。

(2) A L T の行う業務

- ア 外国語活動及び外国語科における指示及び指導補助、教員との英会話の実演をはじめとしたティーム・ティーチング
- イ 教員との事前打ち合わせ等の連携
- ウ 勤務時間の範囲における課外活動、学校行事等業務の円滑な遂行に必要と思われる活動への協力
- エ 授業において使用する教材の研究及び作成補助
- オ 派遣先が A L T に依頼する研修会や会議、国際理解教育関連行事等への協力・出席
- カ 教員等を対象とする外国語活動及び外国語科の研修への参加、指導補助
- キ 翻訳及び通訳の支援
- ク 上記に掲げるものの他、派遣先と派遣元が合意した業務

8 A L T の要件

- (1) 母国の公用語が英語である、若しくは英語を第一言語としている、又はそれと同等である者かつ英語の指導ができる者
- (2) 日本語で日常会話程度の会話ができ、日本語能力検定 N 4 レベル以上、又はそれと同等以上の能力である者
- (3) 心身ともに健康で、子どもとともに活動することに意欲がある者
- (4) 日本文化及び日本の学校風土を理解しようと努めることができる者
- (5) 日本の学校教育や英語授業等についての十分な知識と技量を備えている者
- (6) 学校現場で業務を履行するのにふさわしい人物である者
- (7) 令和 8 年 1 2 月 2 5 日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号。以下「こども性暴力防止法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者

9 実績報告

- (1) 派遣元は以下の内容を記載した実績報告書を派遣先が別途指示する期日までに提出すること。
 - ① A L T の派遣実績

- ②就業場所の教員に対する研修実績
 - ③A L Tに対する研修実績（こども性暴力防止法に基づく研修を含む。）
 - ④前1号から4号に掲げるもののほか、派遣先が求める実績内容
- (2) 業務報告書はデータ又は印刷物で提出すること。

1 0 提出書類

- (1) 派遣元は、本派遣業務契約の締結に際し、労働者派遣事業の許可を受けていることを書面により派遣先に提出する。
- (2) 派遣元は、派遣就業開始前までに、名前等が記載された派遣先通知書を派遣先に提出する。
- (3) 派遣元は、派遣開始後速やかに着手届を作成し、派遣先に提出する。
- (4) 派遣先は、毎月月末に就業状況報告書を提出する。派遣元は、学校より提出される就業状況報告書を取りまとめて、毎月10日までに月別実施報告書とともに派遣先に提出する。
- (5) 派遣元は、派遣終了後に速やかに実績報告書を提出する。

1 1 その他

- (1) 派遣料にはA L Tの派遣に必要な一切の経費が含まれ、派遣料以外に派遣先が負担する経費はないものとする。ただし、就業場所における光熱水費及び支援のために学校で消費する経費（プリンタ消耗品等）については、派遣先が負担する。
- (2) 派遣元は、派遣するA L Tを毎年4月1日までに確定し、それぞれの氏名、性別、生年月日、年齢（4月1日時点）、国籍、在留資格、在留期限、学歴、職歴、賞罰、給食の必要性の有無、通勤方法、日本語能力、就業場所等についての一覧を提出すること。
- (3) A L Tの就業場所への派遣開始日は、毎年度、派遣先が指定する日とし、派遣元は、派遣開始前に1日以上の上学校訪問及び事前の確認を行わせること。
- (4) 派遣を予定されているA L Tが病気等の理由により長期にわたり業務が履行できなくなった場合、派遣元は、他のA L Tをすみやかに派遣すること。
- (5) 派遣先は、派遣元に対し、履行期間中であっても本派遣業務の履行等について改善を申し入れることができる。その際、派遣元は申し入れられた事項の改善をすみやかに行うこと。
- (6) 派遣元は、本派遣業務を履行するにあたり、外国語指導助手派遣業務契約書、本仕様書及び関係法令を遵守すること。

(7) 派遣元は、給食の用意を就業場所に依頼した場合、その給食費は派遣当日に当該就業場所に支払うこと。なお、給食数の増減は、派遣予定日の前週の木曜日までとし、その後の変更はできないものとする。

(8) 契約金額の支払い

ア 契約金額の支払いは、各年度の毎月末日を支払整理日として、36回の分割払いとする。準備期間中は支払いをしない。

イ 各年度の支払額は、契約金額から消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）相当額を除いた額の $12/36$ に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、契約金額から消費税相当額を除いた額の $12/36$ に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を最終年度にあわせて支払うものとする。

ウ 各回の支払額は、各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の $1/12$ に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の $1/12$ に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を当該年度の最終月にあわせて支払うものとする。

なお、請求には派遣先の指定した様式を用いること。

(9) ALTの日本での労働に適したビザの申請に関して、派遣元日本人スタッフが適切な指導及び確認を行う。

(10) 細部の運営については学校長の指示によるものとする。

(11) 本仕様書に定めのない事項で必要がある場合及びこの仕様書について疑義を生じた場合は、派遣先と派遣元で協議のうえ決定する。

【別紙】豊田市立小・中・特別支援学校一覧

学校番号	学校名	所在地
1	童子山小学校	豊田市御幸町 1 - 6 0
2	挙母小学校	豊田市平芝町 1 - 1 - 1
3	根川小学校	豊田市下林町 7 - 3 0
4	小清水小学校	豊田市田町 2 - 8 1
5	前山小学校	豊田市前山町 1 - 2 4
6	山之手小学校	豊田市山之手 6 - 6
7	美山小学校	豊田市美山町 4 - 1
8	寺部小学校	豊田市上野町 1 - 1 7 3
9	平井小学校	豊田市百々町 5 - 6 0
10	野見小学校	豊田市野見町 1 2 - 1
11	古瀬間小学校	豊田市志賀町西之海道 2 4 0
12	矢並小学校	豊田市矢並町大坪 9 0 1 - 7
13	高嶺小学校	豊田市広美町高根 2 - 1
14	寿恵野小学校	豊田市鴛鴨町東屋敷 5 0
15	畝部小学校	豊田市畝部西町新田屋敷 2 4
16	堤小学校	豊田市堤本町流 2 8
17	若園小学校	豊田市中根町永池 2 0 0
18	竹村小学校	豊田市住吉町大興 4
19	駒場小学校	豊田市駒場町新生 5 8
20	大林小学校	豊田市大林町 1 4 - 1 1 - 5
21	大畑小学校	豊田市大畑町神戸 7 9 - 2
22	伊保小学校	豊田市保見町権堂坊 1 - 1
23	加納小学校	豊田市加納町東股 5 5
24	青木小学校	豊田市青木町 4 - 5
25	西広瀬小学校	豊田市西広瀬町清水 3 4
26	東広瀬小学校	豊田市東広瀬町大根坂 8
27	中金小学校	豊田市中金町塚ノ本 1 2 4
28	上鷹見小学校	豊田市上高町宮下 6 0
30	幸海小学校	豊田市幸海町下御堂下切 1 4 - 1
31	岩倉小学校	豊田市岩倉町五ツ畑 2 3
32	九久平小学校	豊田市九久平町寺前 3 - 2
33	滝脇小学校	豊田市滝脇町切石洞 1 8 - 1
34	豊松小学校	豊田市坂上町郷敷 1 - 1
35	東山小学校	豊田市渋谷町 3 - 8
36	元城小学校	豊田市八幡町 3 - 3 0
37	梅坪小学校	豊田市梅坪町 1 - 5 - 1

学校番号	学校名	所在地
38	朝日小学校	豊田市朝日町 6 - 1 - 1
39	若林東小学校	豊田市若林東町広間 6 4
40	東保見小学校	豊田市保見ヶ丘 4 - 5
41	四郷小学校	豊田市四郷町山畑 7 6 - 8
42	浄水小学校	豊田市浄水町 1 - 3 8 - 1
43	平和小学校	豊田市平和町 6 - 7 0
44	市木小学校	豊田市市木町 8 - 1 - 2
45	若林西小学校	豊田市若林西町西ノ堂 7
46	衣丘小学校	豊田市三軒町 6 - 2 0 - 1
47	土橋小学校	豊田市土橋町 6 - 1 1 7
48	広川台小学校	豊田市渋谷町 1 - 1 2 - 1
49	井上小学校	豊田市井上町 2 - 3 4
50	五ヶ丘小学校	豊田市五ヶ丘 4 - 2
51	西保見小学校	豊田市保見ヶ丘 2 - 1 8 5
52	五ヶ丘東小学校	豊田市五ヶ丘 8 - 1
53	飯野小学校	豊田市藤岡飯野町弥治前 1 0 9 5
54	石畳小学校	豊田市石畳町辻 1 2 4 - 5
55	御作小学校	豊田市御作町田中 1 0 8 6 - 4
56	中山小学校	豊田市西中山町蔵屋敷 6 1 - 5
57	道慈小学校	豊田市千洗町道慈 3 8 2 - 3
58	本城小学校	豊田市市場町市場前 3 7 2 - 2
59	小原中部小学校	豊田市遊屋町向垣内 1 9 1
60	足助小学校	豊田市足助町今岡 3 3 - 2
61	冷田小学校	豊田市四ツ松町笹ヶ田 4 0 - 1
62	追分小学校	豊田市近岡町馬橋 4 - 2
63	佐切小学校	豊田市上脇町タラクゴ 1
64	則定小学校	豊田市則定町本郷 5 - 1
65	萩野小学校	豊田市桑田和町宮ノ前 2 5
66	明和小学校	豊田市平沢町赤田和 2 1 - 8
67	新盛小学校	豊田市新盛町深沼 2 4 - 1
68	大蔵小学校	豊田市大蔵町本城 9 - 2
69	御蔵小学校	豊田市御蔵町辻 4 3
70	花山小学校	豊田市下山田代町万徳前 1 6 - 4
71	大沼小学校	豊田市大沼町青木 1
72	巴ヶ丘小学校	豊田市大桑町別当 5 6
74	小渡小学校	豊田市下切町平田 3 0 1 2 - 1
75	敷島小学校	豊田市杉本町稲場下 2 7 - 1
76	稲武小学校	豊田市稲武町シモ田 2 0 - 1

学校番号	学校名	所在地
77	浄水北小学校	豊田市浄水町原山 8 - 1
101	崇化館中学校	豊田市栄町 2 - 6 - 1
102	朝日丘中学校	豊田市朝日ヶ丘 5 - 3 4
103	豊南中学校	豊田市水源町 1 - 1 7
104	高橋中学校	豊田市高橋町 4 - 7 0
105	上郷中学校	豊田市上郷町 4 - 5 - 1
106	高岡中学校	豊田市若林西町広崎 8 2 - 1
107	保見中学校	豊田市保見町北山 1 8
108	猿投中学校	豊田市加納町東股 1 5
109	猿投台中学校	豊田市青木町 3 - 8 0
110	石野中学校	豊田市力石町井ノ上 6 0 0 - 1
111	松平中学校	豊田市九久平町河原畑 3 7
112	竜神中学校	豊田市竜神町竜神 1 6 - 1
113	美里中学校	豊田市美里 4 - 5 - 1
114	逢妻中学校	豊田市新町 1 - 4 6 - 5
115	若園中学校	豊田市花園町脇ノ田 1 3 - 3
116	梅坪台中学校	豊田市西山町 1 - 2 1 - 1
117	前林中学校	豊田市前林町行田 6 0
118	益富中学校	豊田市志賀町浜居場 6 2 5
119	末野原中学校	豊田市豊栄町 1 1 - 1 - 1
120	井郷中学校	豊田市井上町 1 - 1 0 - 1
121	藤岡中学校	豊田市木瀬町稽古屋 1 1 6 3 - 3
122	小原中学校	豊田市永太郎町馬場 5 9
123	足助中学校	豊田市足助町梶平 5 8
124	下山中学校	豊田市大沼町青木 1
125	旭中学校	豊田市杉本町羽根 1 - 1
126	稲武中学校	豊田市桑原町鐘鑄場 2 7 0
127	藤岡南中学校	豊田市西中山町蔵屋敷 8 6 - 1
128	浄水中学校	豊田市大清水町大清水 1 2 - 1
201	豊田特別支援学校	豊田市大清水町原山 6 6